「さらしなルネサンス」規約

(目的)

第1条 「さらしな」は、「月の都」として平安時代の都人をはじめ、全国の人々が特別の思 を寄せる憧れの地であった。その素晴らしい魅力を現代に伝え、姨捨山の裾野に広がるさ らしなの里を、世界に誇れるスーパーブランドとして確立する。

これらを地域特産物や地域事業に活かして、地域の人々の誇りとするとともに、これを 世界に発信し、地域づくりに貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、「さらしなルネサンス」と称する。

(会員及び会費)

- 第3条 この会の目的に賛同する人は、会員となることが出来る。
 - 2 年会費は、1,000円とする。

(活動内容)

第4条 この会は、目的を達成するために必要なテーマを随時、掲げ、掘り下げるイベント や取り組みなどを行う。企画作りや開催にあたっては、会員それぞれが持つネットワーク を活用する。

(役員とその任務)

- 第5条 この会には、次の役員を置く
 - (1) 会長 1名 副会長 若干名 事務局員 若干名(事務局長1名)、
 - (2) 会計 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 役員の任務
 - (1) 会長は会の代表として運営全般を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - (3) 事務局員は会務を担当する。
 - (4) 会計は本会の会計の処理にあたる。
 - (5) 監事は会計監査を行う。
- 3 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(顧問

第6条 この会には、必要に応じて顧問を置くことができる。

(会議)

- 第7条 会議は、総会と役員会とし、会長が招集する。
- 2 総会は年1回開催し、役員会は必要に応じて開催する。
- 3 総会は会員総数の過半数(委任状を含む)で成立し、出席者の過半数の賛成で決定する。
- 4 総会では、事業報告と計画、会計決算と予算、規約の改定、役員の改選を審議し決定する。

(経費及び会計)

- 第8条 会の事業遂行に必要な経費は、会費、補助金、賛助金、委託金、その他の収入によって賄われる。役員及び会員の活動は奉仕活動として位置付け、手当等は支給しない。但し、特別の出費には実費が支払われる。
- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、年度末に総会を開催して会 計報告と会計監査報告を行い承認を得る。 (その他)
- 第9条 この規約に定めのない事項については、役員会で定める。

附則

この規約は、平成27年3月14日から施行する。